

12-1 農業用施設の保安全管理と一体となった農振農用地区域外における取組

久田農地多面的機能保全会（山口県岩国市）

- 当地区では、集落内の水路の補修や泥上げについて、平成24年5月までは特に明確な管理団体がなく、農業者による作業で対応していた。また、農振農用地区域外であるため、農地・水保安全管理支払への取組はあきらめていた。
- 山口県では、平成26年度より、ため池等の農業用施設の保安全管理と一体的に取り組む地域で、多面的機能の発揮の促進を図るため、農振農用地区域外の農用地を対象農用地として取り組むことが可能となったことから、地域の水利施設である梶谷堰の維持管理団体が中心となって集落の会合で各農家に参加を呼びかけ、地域共同での活動を開始した。

【地区概要】

- ・取組面積 21.2 ha
(田 20.6 ha 畑 0.6 ha)
- ・資源量 開水路 7.8km、農道 3.9km
- ・主な構成員
農業者、非農業者、水利環境協議会
- ・交付金 約63万円(H26)
〔 農地維持支払 〕

地域の状況

- ・当地区は、梶屋堰の水系を単位としている。堰の改修事業を契機に、堰の維持管理等を主目的として、平成24年5月に農業者、自治会等が構成員となり、久田地区水利環境協議会を設立した。
- ・集落内では、混住化が進み、農業用水路には生活雑排水が流入しているものの、農業者のみで維持管理をしていた。しかしながら、当地区は農振農用地区域外であるため、農地・水保安全管理支払への取組はあきらめていた。

- ・山口県では、多面的機能発揮の促進の観点から、農業用施設の保安全管理と一体的に取り組む地域では、農振農用地区域外の農用地も含めて取り組むことが可能となった。
- ・久田地区水利環境協議会の役員が中心となって集落の会合で各農家に参加を呼びかけ、活動組織を設立し、地域共同での活動を開始した。



活動組織の設立総会



梶屋堰と一体的に農用地や水路等の保安全管理に取り組む

取組の効果



水路の草刈



水路の泥上げ

- ・これまで地域で負担していた堰及び水路の維持管理の取組が交付金を活用して実施できるため、共同活動の継続性が期待できる。
- ・共同活動が活発化することにより農業環境と居住環境の調和について地域で話し合う機会が増え、地域の繋がりが深まった。

12-2 農振農用地区域外の農地との一体的な取組(水田貯留機能増進)

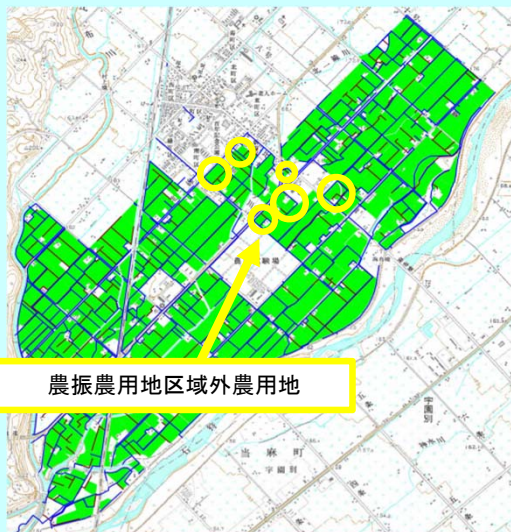
びっぶ びっぶちよう
比布南地区環境保全活動組織 (北海道比布町)

- 本地区では、大雨時に農業用排水路や小河川の溢水の恐れがあるなど、洪水対策が地域の大きな課題となっており、田んぼダムによる地域の水田貯留機能を向上させる取組への関心が高まっていた。
- また、市街地周辺部では、農振農用地区域内の農用地と区域外の農用地が錯綜しており、これら農用地での一体的な取組により、より効果的な洪水軽減対策が図られると考えていた。
- 活動組織の役員が中心となり、水田貯留機能増進の必要性を地域内の農業者に対して説明し、田んぼダムの取組や広報活動等を通じた防災意識の向上等、防災・減災の取組を開始することとなった。

【地区概要】

- ・取組面積 560.1ha
(田 560.1ha)
 - ・資源量 開水路 114.9km
農道 42.6km
 - ・主な構成員
農業者、非農業者、JA、
土地改良区、自治会(行政区)
 - ・交付金 約17百万円(H26)
- 〔 農地維持支払
資源向上支払(共同) 〕

地域の現状



農振農用地区域外農用地

○ 地区内の市街地周辺部では、農振農用地区域内の農用地と区域外の農用地が錯綜している。

○ 地域の防災・減災等の多面的機能を発揮するために、これらの農用地と一体的な取組を開始。

取組内容



落水工に板を設置して、大雨時の排水量を減らすことにより、田んぼに雨水を一時的に貯留し洪水被害の軽減を図る。



貯留機能増進のため畦畔の再構築も実施している。



田んぼダムの取組について看板を設置して、地域住民に普及・啓発を行っている。



また、5日午前、各地区環境保全活動組織では、河川の水位が上昇したため、防災行政無線で水田の排水落ち口板を設置するよう協力を呼び掛け、田んぼダムによる治水で被害の軽減に努めました。

町の広報誌で、大雨時における田んぼダムの取組が紹介される。(H26.9 比布町広報誌より)

あみだ たかさごし
阿弥陀地区地域資源保全会 (兵庫県高砂市)

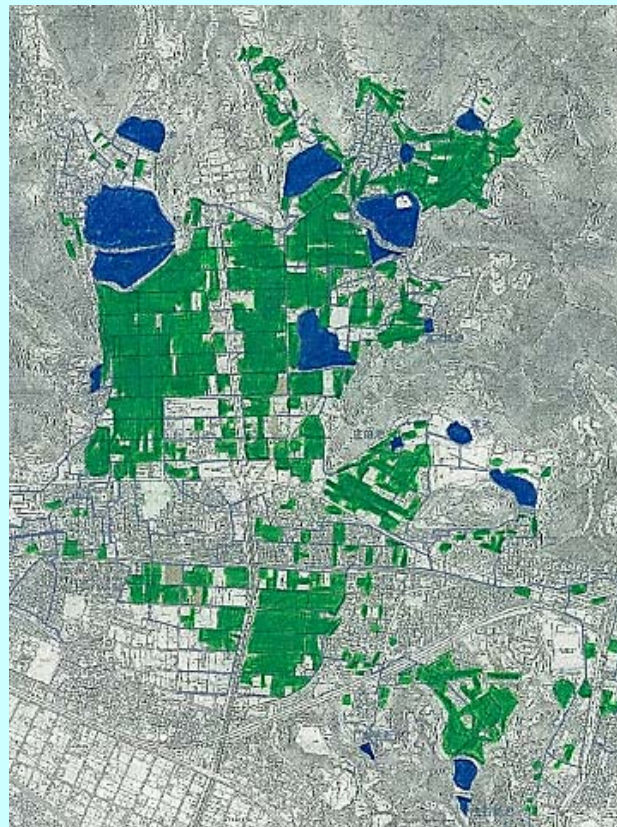
- 本地区は、21箇所のため池を水源とし、市街化調整区域に広がる水田地帯。これまで地区内のため池はため池整備構想に基づく5つのため池協議会により、水路は9つの水利組合により、別々に保全管理されてきた。
- 兵庫県は、ため池の保全等に関する条例に基づくため池整備構想を策定し、「農業用水供給能力や治水能力が高い、安全なため池」「自然に触れられる快適なため池」等を目標に、ため池やその周辺整備、地域住民参加による管理等を進めており、本地域のため池をはじめ、同構想に基づき保全管理を行う受益農地を農地維持支払の対象農地と設定した。
- 本年度より、5つのため池協議会及び9つの水利組合に、地域の14の農会(農業者の集まり)を加え、活動組織を設立し、21箇所のため池及び地区内の水路の一体的な保全管理を開始した。

【地区概要】

- ・取組面積 116ha
(田 113ha 畑 3ha)
- ・資源量 開水路 53km
ため池 21箇所
- ・主な構成員
農業者、非農業者
- ・交付金 約172万円(H26)
〔農地維持支払〕

地域の状況

- 本地域は、昭和44年にほ場整備事業が行われたが、現在地区内の水路は老朽化が進行。
- 加えて農家数の減少・高齢化が進み、水利組合によって水路の泥上げや草刈り、補修等の保全管理を十分に行うことが困難であった。
- また、本地域は、兵庫県ため池整備構想に基づき保全管理されているため池の受益地(高砂市内の農地に農振農用地区域は設定されていない)



- 対象農用地
(農振農用地区域外)
- 保全管理するため池

活動内容



ため池の保全管理
(草刈り、ゴミ拾い等)



ため池の保全管理
(地域住民による外来種駆除)